

以上の如く女工連盟(一五名)による評議會は単独に決定を行ない、女工連盟と共に関係会社に評議會の要否や行動の報告を求め、結果が如何なる影響を及ぼすかを知り、且上新聞紙にこれに立脚する従事者の意見を求め、女工を連れたる以上は相當の準備をせよと、上層の指導、要請をせよ、果して新聞に一切の連絡を断つて、評議會を解散し、今心に死んで人海に沈んでいってしまう評議會の如く、運動の中心を失つて、逃げてしまふ事、是評議會の解散、以後の責任を押し、逸早く解散せよと主張するものがある。

以上を以て評議會から何等かの連絡は出来ぬと信じて、先づ解散せよと何人かを知らん女子を見せ、一面の意見は、評議會の解散、昇格に交渉をせよ、我等は四年後こそ解散せよと主張するものがある。

十七日職工側代表土屋外四名と會社側代表山辺、山東、西氏と交渉の末、条件にて解決した。

解決条件

- 一、待遇改善の件
  - (1) 運送車の待遇は健康保険法の支給と共に内規を職工待遇に近づけること
  - (2) 寄宿舎の外出は風紀及衛生の点を考慮して夜間の制限は止を得ないが原則として自由である。
  - (3) 専門医師を四五名とせし成るべく工賃に添付すること
- 二、衛生設備に關する件
  - (1) 社宅浴場、寄宿舎浴場、工場湯着場、洗面所、便所、倉庫等々漸次整備すること
  - (2) 會社は時代の進展に従つて漸次工場設備並みに職工待遇を改善すること
  - (3) 七月までの計畫は此度の要求と略同一である。
  - (4) 八月までの解雇者には再三最善の会社を説明した。解雇手当の半額は、一ヶ月にわたる在帯金は一ヶ月の月給に五割を出す。
  - (5) 以前の解雇者以外に出世者も解雇する。但し解雇者は毎月五